

令和5年度補正予算が成立しました！ 活用できる補助金情報をお知らせします。

★：ステップアップNEWS発行予定の事業です。ただし、状況により変更する可能性があります。

令和5年度補正予算

経済産業省

事業名	令和5年度 補正予算	新規/ 継続	建物用途			新築	既築
			工場	ビル	住宅		
★ 省エネルギー投資促進支援事業費 設備単位型 ※1	250億円	継続	○	○	-	-	○
★ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費 電化・脱炭素燃転型	910億円の内数	新規	○	○	-	-	○
★ 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進 事業費補助金	580億円	継続	-	-	○	○	○
災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄 の推進事業費補助金（LPガス災害バルク補助金）	20億円	継続	○	○	-	○	○
災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援 事業費補助金	13億円	継続	○	○	-	○	○

※1. 令和4年度補正予算 指定設備導入事業と類似の補助事業です。

環境省

事業名	令和5年度 補正予算	新規/ 継続	建物用途			新築	既築
			工場	ビル	住宅		
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業 ※2							
★ ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 ①新築建築物のZEB普及促進支援事業 ②既存建築物のZEB普及促進支援事業	61.71億円 の内数	継続	-	○	-	○	○
★ 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等 支援事業 ※3 ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業		新規	-	○	-	-	○
★ 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業 ①業務用建築物の脱炭素改修加速化支援事業	111億円の内数	新規	-	○	-	-	○
★ SHIFT事業 ②省CO2型設備更新支援 (工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業)	40.34億円の内数	継続	○	○	-	-	○
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自 立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	20億円	継続		公共施設		○	○
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	135億円	継続		公共施設		○	○

※2. 令和5年度 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業と類似の補助事業です。

※3. 令和5年度 既存建築物における省CO2改修支援事業（民間建築物等における省CO2改修支援事業を含む）と類似の補助事業です。

国土交通省

事業名	令和5年度 補正予算案	新規/ 継続	建物用途			新築	既築
			工場	ビル	住宅		
★ 子育てエコホーム支援事業 ※4	2100億円	継続	-	-	○	○	○
★ 宿泊施設サステナビリティ強化支援事業	266億円の内数	継続		宿泊施設		-	○

※4. 令和4年度補正予算 こどもエコすまい支援事業と類似の補助事業です。

※本資料は、各省庁公表の令和5年度補正予算の資料を基に作成しております。

経産省

予算額:250億円

★省エネルギー投資促進支援事業費

(1)設備単位型

省エネルギー投資促進支援事業費

国庫債務負担行為要求額 300億円 ※令和5年度補正予算額250億円

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

事業の内容	事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p>事業目的</p> <p>本事業は、産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の産業部門・業務部門における省エネ設備投資を中心とする省エネ見通しの達成に寄与することを目的とする。</p> <p>また、設備の納期遅れ等により単年度での事業実施が困難なことを理由に投資を見送る事業者のニーズに対応するべく、複数年度にまたがる設備・機器の導入を可能にし、特に中小企業における更なる投資需要を掘り起こす。</p> <p>事業概要</p> <p>工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。</p> <p>(1) 設備単位型：省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援</p> <p>(2) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援</p>	<p>事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)</p> <p>国 → 補助(定額) → 民間企業 → 補助(1/2、1/3) → 民間企業等</p> <p>(1) 補助率：1/3以内、上限額：1億円 (2) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内 上限額：1億円</p> <p>成果目標</p> <p>2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。</p>

経産省 令和5年度補正予算の事業概要(PR資料)より抜粋

経産省

予算額:910億円
の内数

★省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費

(2)電化・脱炭素燃転型

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費

国庫債務負担行為要求額 2,025億円 ※令和5年度補正予算額910億円

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

新設

事業の内容	事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p>事業目的</p> <p>本事業は、機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入などにより工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図る取組や、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。</p> <p>その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。</p> <p>また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。</p> <p>事業概要</p> <p>工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。</p> <p>(1) 工場・事業場型：工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援</p> <p>(2) 電化・脱炭素燃転型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援</p> <p>(3) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者等と共同で作成した計画に基づくEMS制御や高効率設備の導入、運用改善を行うより効率的・効果的な省エネ取組について支援</p>	<p>事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)</p> <p>国 → 補助(定額) → 民間企業 → 補助(2/3、1/2、1/3、1/4) → 民間企業等</p> <p>(1) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内） 上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円） (2) 補助率：1/2以内 上限額：3億円（電化の場合は5億円） (3) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内 上限額：1億円</p> <p>成果目標</p> <p>2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kl程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万klの達成を目指す。</p>

経産省 令和5年度補正予算の事業概要(PR資料)より抜粋

経産省 省エネ補助金に関する参考資料

経産省 令和5年度補正予算案における省エネ支援策パッケージより抜粋

1. (1) 省エネ設備への更新支援 (省エネ補助金)

【国庫債務負担行為要求額 2,325億円】
※令和5年度補正予算案額：1,160億円

- 工場・事業所の設備更新にあたっては、省エネ機器への更新により、エネルギーコスト高対応と、**カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくことが重要**。
- そのため、工場全体の省エネ（Ⅰ）、一部の製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）【新設】、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）の3つの類型で企業の投資を後押し。

<p>(Ⅰ) 工場・事業場型</p> <p>※旧A/B類型</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生産ラインの更新等、工場・事業場全体で大幅な省エネを図る。 補助率：1/2 (中小) 1/3 (大) ※先進設備の場合、2/3 (中小) , 1/2 (大) 補助上限額：15億円 ※非化石転換の要件を満たす場合、20億円 	<p>食料品製造業A社 (中小企業、海水を原料とした塩を製造)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業場全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。 <p>【平釜】  → 【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用 </p>
<p>新設 (Ⅱ) 電化・脱炭素燃转型</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助 補助率：1/2 補助上限額：3億円 ※電化のための機器の場合は5億円 	<p>【キューボラ式】※コークスを使用  → 【誘導加熱式】※電気を使用 </p>
<p>(Ⅲ) 設備単体型</p> <p>※旧C類型</p>	<ul style="list-style-type: none"> リストから選択する機器への更新を補助 補助率：1/3 補助上限額：1億円 	<p>【業務用給湯器】  【高効率空調】  【産業用モータ】 </p>

【参考】省エネ補助金の類型

事業区分	事業概要	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助率	補助金限度額
<p>(Ⅰ) 工場・事業場型</p> <p>※従来のA類型 (先進事業) と B類型 (オーダーメイド型事業)</p> <p>生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助</p>	工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。	①省エネ率+非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量+非化石使用量：700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上 先進要件 ①省エネ率+非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量+非化石使用量：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	設備費 ・ 設計費 ・ 工事費	<p>中小企業等</p> <p>1/2 以内 (先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、2/3 以内)</p> <p>大企業・その他</p> <p>1/3 以内 (先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、1/2 以内)</p>	<p>【上限】15億円/年度 (非化石転換は20億円/年度) 【下限】100万円/年度</p> <p>※複数年度事業の上限額は20億円(非化石転換は30億円) ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円(非化石転換は40億円)</p>
<p>(Ⅱ) 電化・脱炭素燃转型</p> <p>※R5補正で新設</p> <p>主に中小企業の活用を念頭に、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助</p>	化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。 対象設備は(Ⅲ)設備単体型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 (ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ)	設備費 (電化の場合は付帯設備も対象)	<p>1/2 以内</p>	<p>【上限】3億円 (電化の場合5億円) 【下限】30万円</p>
<p>(Ⅲ) 設備単体型</p> <p>※従来のC類型 (指定設備導入事業)</p> <p>より中小企業が使いやすいよう、リストから選択する機器への更新を補助</p>	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。	設備費	<p>1/3 以内</p>	<p>【上限】1億円 【下限】30万円</p>

上記に加え、「(Ⅳ) エネルギー需要最適化型」があり、各型との組合せ、又は、単体での使用が可能

→ **いずれの類型も、複数年の投資計画に対応**

★高効率給湯器導入促進による家庭部門の 省エネルギー推進事業費補助金

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

令和5年度補正予算額 580億円

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課、水素・アンモニア課

事業の内容	事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
<p>事業目的</p> <p>本事業は、家庭で最大のエネルギー消費源である給湯分野について、ヒートポンプ給湯機や家庭用燃料電池等の高効率給湯器の導入支援を行い、その普及を拡大することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。</p> <p>また、家庭部門への高効率給湯器の導入を加速することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。</p> <p>事業概要</p> <p>消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）の導入に係る費用を補助する。</p> <p>特に、昼間の余剰再生エネ電気を活用できる機種等については補助額の上乗せを行うとともに、高効率給湯器導入にあわせて寒冷地の高額な電気代の要因となっている蓄熱暖房機等の設備を撤去する場合には、加算措置を行う。</p>	<p>事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[国] -- 補助(定額) --> B[民間団体等] B -- 補助(定額*) --> C[民間企業等] </pre> </div> <p>※ 機器・性能毎に一定額を補助。</p> <p>成果目標</p> <p>2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける家庭部門の省エネ対策（1,200万kl）中、家庭部門への高効率給湯器の導入を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量264.9万klの達成を目指す。</p>

経産省 令和5年度補正予算の事業概要(PR資料)より抜粋

経産省 高効率給湯器の導入支援に関する参考資料

経産省 令和5年度補正予算案における省エネ支援策パッケージより抜粋

3. (1) 高効率給湯器の導入支援

【令和5年度補正予算案額：580億円】

- 給湯器は、家庭のエネルギー消費量の約3割を占め最大のエネルギー消費源。このため、給湯器の高効率化はエネルギーコスト上昇への対策として有効。
- 加えて、昨今、①再生エネ拡大に伴う出力制御対策や②寒冷地において高額な光熱費の要因となっている設備を一新する必要性が高まっているため、これらに資する対策を重点的に措置する。

	ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	家庭用燃料電池 (エネファーム)	ハイブリッド給湯機
エネルギー源	電気	ガス	電気・ガス
特徴	圧縮すると温度上昇し膨張すると温度が下がる、 気体の性質を利用して熱を移動させるヒートポンプの原理 を用いてお湯を沸かし、タンクに蓄えるもの。	都市ガスやLPガス等から作った 水素と空気中の酸素の化学反応により発電 するとともに、 発電の際の排熱を利用してお湯を沸かし 、タンクに蓄えるもの。	ヒートポンプ給湯機とガス給湯器を 組み合わせ てお湯を作り、タンクに蓄えるもの。二つの熱源を用いることで、より高効率な給湯が可能。
価格 (機器+工事費)	55万円程度	130万円程度	65万円程度
主な補助額	10万円 ※昼間の余剰再生エネ電気を活用できる機器	20万円 ※レジエンス機能を強化した機器	13万円 ※昼間の余剰再生エネ電気を活用できる機器
商品イメージ	 出所) 三菱電機	 出所) アイシン	 出所) リンナイ
追加措置	蓄熱暖房機*1、電気温水器を撤去する場合		
	+10万円（蓄熱暖房機） +5万円（電気温水器）		

*1:蓄熱タンクを電気ですぐに温め、放熱することで部屋を暖める器具。

経産省

予算額:20億円


LPガス災害バルク補助金

(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金)

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

令和5年度補正予算額 20億円

資源エネルギー庁資源・燃料部
燃料流通政策室

事業の内容	事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p>事業目的</p> <p>災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサービスステーションなどの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるため、自衛的な燃料備蓄体制を構築し、災害時における施設機能の継続を目的とする。</p> <p>事業概要</p> <p>避難所や避難困難者が多数生じる施設等に設置するLPガスタンク、石油タンク等を導入する者に対し、LPガスタンク等の購入や設置工事費に要する経費の一部を補助する。 補助率：1/2以内（中小企業に対しては2/3以内）</p>	<p>事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)</p>  <p>成果目標</p> <p>多数の避難者が発生する避難所等への設備導入の促進を通じて、社会的重要なインフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指す。</p>

経産省 令和5年度補正予算の事業概要(PR資料)より抜粋

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

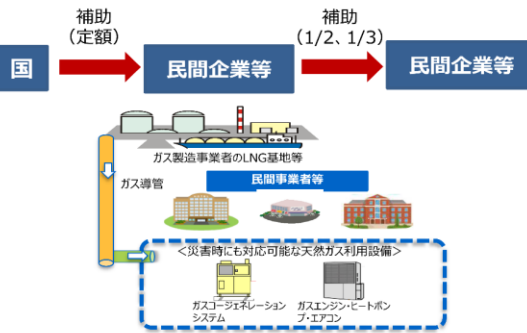
経産省

予算額:13億円

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

令和5年度補正予算額 13億円

資源エネルギー庁電力・ガス事業部
ガス市場整備室

事業の内容	事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p>事業目的</p> <p>災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入・更新を行う事業者に対し補助することで、災害時の強靱性の向上及び平時からの環境対策を図る。</p> <p>事業概要</p> <p>災害時の強靱性の向上及び平時からの環境対策を図るため、耐震性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受ける、災害時に機能を維持する必要性のある施設（避難施設、防災上中核となる施設等）において、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入・更新を行う事業者に対し補助を行う。</p>	<p>事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)</p>  <p>成果目標</p> <p>令和5年度補正予算では59箇所、事業終了の令和7年度までに780箇所の導入を目指す。</p>

経産省 令和5年度補正予算の事業概要(PR資料)より抜粋

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業

★ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業

①新築建築物のZEB普及促進支援事業 ②既存建築物のZEB普及促進支援事業

環境省
予算額:61.71億円
の内数

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (一部経済産業省連携事業)



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

- 1. 事業目的**
- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
 - 建築物分野の脱炭素化を図るためには既存建築物ストックの対策が不可欠であり、2050年ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能※1の確保を目指す。

2. 事業内容

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)
 ②既存建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)
- ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ◆補助要件: ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを取集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること等。
 - ◆優先採択: 以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業等。
 - ◆採択時優遇: レジリエンス性の向上を図った施設や建材一体型太陽電池を導入する場合等。

- ③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業
 既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。
- ◆補助要件: ZEBプランナーの関与、BEIの算出、データの提供・公開等。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (①②2/3~1/4 (上限3~5億円) ③1/2 (上限100万円))
- 補助対象 地方公共団体※2、民間事業者・団体等※3
- 実施期間 令和5年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 対象外
2,000㎡~10,000㎡	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

- ※1 一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。
- ※2 ①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特別市を除く。
- ※3 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341

環境省 令和5年度(2023年度)エネルギー対策特別会計補正予算の事業概要より抜粋

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業

★業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業

(省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業)

環境省
予算額:61.71億円
の内数

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(2) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業 (一部国土交通省連携事業)



業務用施設の省CO2化と災害・熱中症対策を同時に実現するため、高効率設備等の導入を支援します。

- 1. 事業目的**
- 様々な業務用施設において、熱中症対策にも資する高効率機器等の導入を支援することにより、既存建築物のCO2排出量を削減する。
 - クーリングシェルターや災害時の活動拠点としての活用も可能となる、フェーズフリー性とエネルギー自立性を兼ね備えた省CO2移動独立型施設(コンテナハウス等)の普及促進を目指す。

2. 事業内容

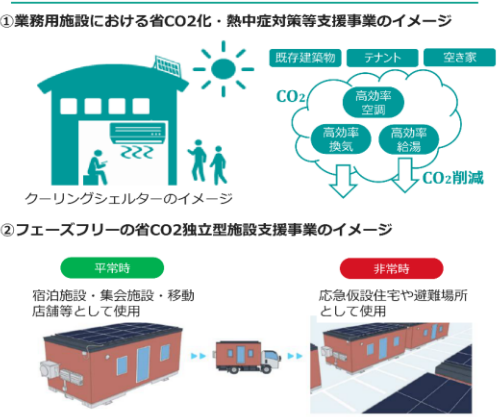
- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業 (一部国土交通省連携事業)
- 様々な業務用施設等の改修に際し、高効率な設備の導入支援を行い、熱中症対策等にも資する既存建築物の省CO2化の促進を図る。(補助率: 1/3)
1. クーリングシェルターの普及を図るため、既存建築物への高効率空調等の導入を支援する。(上限: 1千万円)
 2. 高効率機器への更新による既存民間建築物の省CO2化を支援する。(上限: 5千万円)
 3. オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。(上限: 4千万円)
 4. 空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。(上限: なし)
- ◆補助要件: 各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等。

- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業
 クーリングシェルターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設(コンテナハウス等)に対して、高性能空調、再エネ設備等の導入支援を行い、平時の省CO2化と同時に地域の熱中症対策とレジリエンス性能の向上を目指す。(補助率: 1/2)
- ※コンテナハウス本体は補助対象外。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ



お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室、大臣官房環境保健部環境安全課 電話: 0570-028-341

環境省 令和5年度(2023年度)エネルギー対策特別会計補正予算の事業概要より抜粋

★業務用建築物の脱炭素改修加速化支援事業
(業務用建築物の脱炭素改修加速化事業)

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和5年度補正予算額 11,100百万円】
※4年間で総額33,929百万円の国庫債務負担

既存業務用施設の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

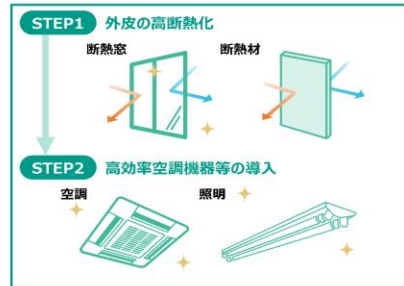
1. 事業目的

- ・ 建築物分野において、2050年の目指す姿（ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能^{※1}の確保）を達成するためには、CO2削減ポテンシャルが大きい既存建築物への対策が不可欠。
- ・ 外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と、商業施設や教育施設などを含む建築物からの温室効果ガスの排出削減を共に実現し、更に健康性、快適性など、暮らしの質の向上を図る。

2. 事業内容

- ①業務用建築物の脱炭素改修加速化支援事業
既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。
- 主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度以上^{※2}削減されること（ホテル・病院・百貨店・飲食店等：30%、事務所・学校等：40%）、BEMSによるエネルギー管理を行うこと等
 - 主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明等（設備によりトップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすものを対象とする。）
 - 補助額：改修内容に応じて定額又は補助率1/2～1/3相当等
- ②業務用建築物の脱炭素改修加速化支援に係るデータ管理・分析等の支援業務
本補助事業により改修した建築物に関するデータの管理・分析等を行う。

4. 補助事業のイメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※1 ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。
※2 改修前のBPIが1.0以下の建築物は用途に応じて40%又は50%以上

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

環境省 令和5年度(2023年度)エネルギー対策特別会計補正予算の事業概要より抜粋

★SHIFT事業 ②省CO2型設備更新支援
(工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業)

脱炭素経営によるバリューチェーン全体での脱炭素化の潮流に着実に対応するための
工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 (SHIFT事業)



【令和5年度補正予算額 4,034百万円】

環境省

工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

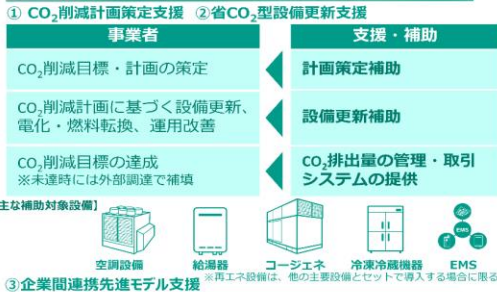
1. 事業目的

- ・ 2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標の達成に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組[※]を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の視野を拡大する。 ※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- ・ さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してバリューチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

2. 事業内容

- ①CO₂削減計画策定支援 (補助率: 3/4、補助上限: 100万円)
中小企業等による工場・事業場でのCO₂削減目標・計画の策定を支援
※ CO₂排出量を見える化するDXシステムを用いて運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円
- ②省CO₂型設備更新支援
A. 標準事業 CO₂排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備更新を支援 (補助率: 1/3、補助上限: 1億円)
B. 大規模電化・燃料転換事業 主要なシステム系統でi) ii) iii) の全てを満たす設備更新を支援 (補助率: 1/3、補助上限: 5億円)
i) 電化・燃料転換 ii) 4,000t-CO₂/年以上削減 iii) CO₂排出量を30%以上削減
C. 中小企業事業 中小企業等による設備更新に対し、i) ii) のうちいずれか低い額を支援 (補助上限: 0.5億円)
i) 年間CO₂削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO₂(円) ii) 補助対象経費の1/2(円)
- ③企業間連携先進モデル支援(補助率: 1/3、1/2、補助全体上限5億円)
Scope3削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場のCO₂排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援 (2カ年以内)
- ④補助事業の運営支援 (委託)
CO₂排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

4. 事業イメージ



3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②、③間接補助事業 ④委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

環境省 令和5年度(2023年度)エネルギー対策特別会計補正予算の事業概要より抜粋

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和5年度補正予算額 2,000百万円】

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- （設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの付帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
 - （詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。
- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
- ※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

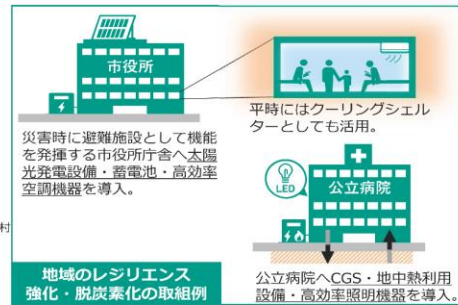
- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者、団体等も可）
- 実施期間 令和5年度

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

環境省 令和5年度(2023年度)エネルギー対策特別会計補正予算の事業概要より抜粋

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設
 - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設
- 導入
- ・ 再エネ設備
 - ・ 蓄電池
 - ・ CGS
 - ・ 省CO2設備
 - ・ 未利用エネルギー設備等



地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金



【令和5年度補正予算額 13,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略。令和5年7月28日閣議決定。）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

① 脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。

※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

② 重点対策加速化事業への支援

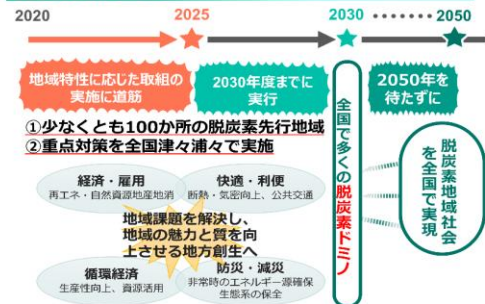
再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特別市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金 交付率：① 原則 2/3 ※ 財政力指数が全国平均（0.51）以下の地方公共団体は一部 3/4
- 交付対象 地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

4. 事業イメージ



<参考：交付スキーム>

- (a) 地方公共団体が事業を実施する場合 国 → 地方公共団体
- (b) 民間事業者等も事業を実施する場合 国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

環境省 令和5年度(2023年度)エネルギー対策特別会計補正予算の事業概要より抜粋

★子育てエコホーム支援事業

子育てエコホーム支援事業の概要

令和5年度補正予算：2,100億円

1 制度の目的

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい**子育て世帯・若者夫婦世帯**による**高い省エネ性能を有する新築住宅の取得**や、**住宅の省エネ改修等**に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に、新築は基礎工事以後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅	補助額
①長期優良住宅 ②ZEH住宅 (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの) ※ 対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上240㎡以下とする。 ※ 土砂災害特別警戒区域又は災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり防止区域と重複する区域に限る)に立地している住宅は原則除外とする。 ※ 立地適正化計画区域の居住誘導区域外かつ災害ハザード(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内に建設されたものうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模100㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に反わなかった旨の公表に係る住宅は原則除外とする。	①100万円/戸 ②80万円/戸 ただし、以下の何かつめに該当する区域に立地している住宅は原則半額 (1)市街化調整区域 (2)土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域)における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。

住宅のリフォーム*1

対象工事	補助額
①住宅の省エネ改修 ②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等(①の工事を行った場合に限り。)*2	リフォーム工事内容に応じて定める額* ・子育て世帯・若者夫婦世帯:上限30万円/戸 ・その他の世帯:上限20万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸 ※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯:上限45万円/戸 ・その他の世帯:上限30万円/戸

3 手続き



*1「断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・CO2加速化支援事業」(環境省)、「高効率給湯機の導入を促進する家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」(経済産業省)及び「既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業」(経済産業省)(※2において「3省連携事業」という。)との**ワンストップ対応**を実施
*2 3省連携事業により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする

国交省 子育てエコホーム支援事業<制度の概要等>より抜粋

★宿泊施設サステナビリティ強化支援事業

宿泊施設サステナビリティ強化支援事業



事業目的・背景・課題

- 訪日外国人旅行者を中心にサステナブルな旅行や宿泊施設の選択意向が年々高まっており、世界の旅行者が我が国を旅行先として選択しなくなることを防ぐためにも、宿泊施設のサステナビリティ強化が必要。
- このため、訪日外国人旅行者の受け入れに向けて、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する、サステナビリティの向上に関する取組を支援する。

事業内容・事業イメージ

宿泊施設における省エネ型ボイラー、太陽光発電、省エネ型空調等の省エネ設備等の導入支援を行う。



省エネ型ボイラー



太陽光発電



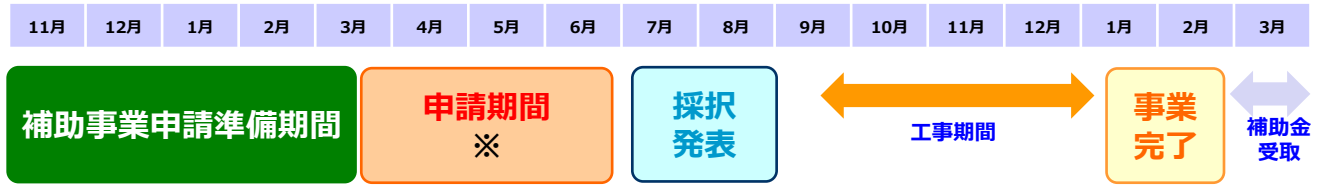
省エネ型空調

事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業(補助上限1,000万円、補助率1/2)
- ・補助対象：国→民間事業者(事務局)→宿泊事業者

お問い合わせ先: 観光庁 観光産業課 電話: 03-6253-8330

■ 補助事業活用のスケジュール



※補正予算の申請期間は未定です。



申請期間は約1か月程度と短いため、事前に準備を進めることが重要です。

■ 申請までのステップ（補助事業申請準備期間にやるべきこと）



改修する設備が決まれば、まずは省エネ計算。最適な補助事業を選定しましょう。

■ 省エネ計算で必要な資料

- ① エネルギー使用量実績 ※電気・ガス・油（ガソリン・灯油・A重油・軽油等）の使用明細
 - ◎直近1年分のエネルギー明細をご用意ください。
- ② 導入前後の設備の機器確認
 - ◎設置場所ごとに既存設備と導入設備の機器の確認し、改修内容を決定してください。
- ③ 各設備の稼働状況
 - ◎設置場所ごとに稼働状況（冷房期間、暖房期間、月運転日数、1日の運転時間等）をご教示ください。



省エネ計算のために、上記3点のご準備をお願いします。

■ 補助金活用時の注意事項

- ①各補助事業には予算額が決められており、必ず採択され補助金が支払われるわけではありません。
- ②工事期間が制約されます。（採択後から12月～1月あたりまで）
- ③ 補助金は事業完了後（工事代金の支払い後）に支払われます。
- ④ 事業完了後、1～3年間の事業報告義務があります。
- ⑤ 補助事業で取得した設備を、法定耐用年数の期間内に処分（譲渡、交換、貸付け、廃棄、担保など）する場合は、執行団体の承認が必要です。

※上記の内容については補助事業により異なります。

補助事業を活用する設備改修をご検討の場合は、営業担当までご相談ください。
また、令和5年度補正予算の公募が開始され次第、各補助事業の詳細について、別途専用のステップアップNEWSを発行いたします。